

新潟県条例第8号

新潟県民会館条例の一部を改正する条例

新潟県民会館条例（昭和42年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

(1) 大ホールの使用料（全部使用の場合）

使用時間		使用料(円)						収容人員	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合						
			入場料が3,000円以下の場合	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	入場料が5,001円以上7,000円以下の場合	入場料が7,001円以上9,000円以下の場合	入場料が9,001円以上の場合		
平日	午前	46,900	51,500	60,900	79,600	93,700	117,100	1,730人(オーケストラピットを使用する場合は1,648人、花道を使用する場合は1,710人)	
	午後	83,200	91,500	108,100	141,500	166,300	208,000		
	夜間	116,400	128,000	151,300	197,900	232,700	291,000		
	全日	238,300	262,300	309,900	405,300	476,700	595,900		
土曜日、日曜日及び休日	午前	70,300	77,300	91,400	119,600	140,600	175,800		
	午後	111,400	122,500	144,900	189,500	223,000	278,700		
	夜間	144,600	159,100	188,000	246,000	289,400	361,800		
	全日	306,600	337,200	398,500	521,100	613,000	766,300		
備考		準備、練習又は後片付けのために使用する場合の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の70パーセントに相当する額とする。							

(2) 大ホールの使用料（2階席を除く使用の場合）

使用時間		使用料(円)						収容人員
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合					
			入場料が3,000円以下の場合	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	入場料が5,001円以上7,000円以下の場合	入場料が7,001円以上9,000円以下の場合	入場料が9,001円以上の場合	
平日	午前	32,800	36,100	42,700	55,700	65,600	82,000	1,136人(オーケストラピットを使用する場合は1,054人、花道を使用する場合は1,116人)
	午後	58,300	64,000	75,700	99,000	116,500	145,600	
	夜間	81,500	89,500	105,900	138,500	162,900	203,800	
	全日	166,900	183,500	216,900	283,700	333,700	417,200	
土曜日、日曜日及び休日	午前	49,200	54,200	63,900	83,700	98,400	123,100	
	午後	78,000	85,800	101,400	132,600	156,100	195,000	
	夜間	101,300	111,300	131,700	172,200	202,500	253,200	
	全日	214,600	236,000	279,000	364,700	429,100	536,500	

(3) 小ホールの使用料

使用時間		使用料(円)				収容人員	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合				
			入場料が1,000円以下の場合	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合		入場料が5,001円以上の場合
平日	午前	5,900	6,200	6,500	12,700	16,800	300人
	午後	10,500	11,000	11,500	22,700	29,700	
	夜間	14,400	15,100	15,800	31,300	40,700	
	全日	27,800	29,100	30,500	60,000	78,500	
土曜日、日曜日及び休日	午前	8,360	8,780	9,200	18,100	23,600	
	午後	15,400	16,100	17,000	33,400	43,700	
	夜間	21,800	22,900	24,000	47,300	61,800	

び休日	全日	41,500	43,600	45,600	89,900	117,500
備	考	<p>1 準備、練習又は後片付けのために使用する場合（2に規定する練習を目的として使用する場合を除く。）の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の70パーセントに相当する額とする。</p> <p>2 練習を目的として使用する場合（引き続き練習以外の目的で使用する場合及び引き続き、又は同時に練習以外の目的で大ホールを使用する場合を除く。）の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の30パーセントに相当する額とする。</p>				

(4) 会議室及び楽屋の使用料

区 分		使用時間	使用料(円)	収容人員等
会議室	談話室(A)	午 前	8,690	収容人員(応接セット使用) 6人 2階 33平方メートル
		午後又は夜間	11,500	
		全 日	29,000	
	談話室(B)	午 前	5,900	収容人員(円卓、いす使用) 10人 2階 36平方メートル
		午後又は夜間	7,660	
		全 日	19,600	
	第1会議室	午 前	4,820	収容人員(机、いす使用) 42人 2階 57平方メートル
		午 後	6,750	
		夜 間	6,970	
		全 日	17,200	
	第2会議室 第3会議室 第4会議室	午 前	3,440	収容人員(机、いす使用) 24人 第2会議室 2階 51平方メートル 第3会議室 2階 51平方メートル 第4会議室 2階 43平方メートル
		午 後	4,700	
夜 間		4,850		
全 日		12,100		
楽 屋	第1楽屋	午 前	2,440	3畳和室付き 化粧台 2 地下1階 26平方メートル
		午後又は夜間	3,760	
		全 日	9,580	
	第2楽屋 第3楽屋	午 前	2,440	化粧台 7 第2楽屋 地下1階 23平方メートル 第3楽屋 地下1階 22平方メートル
		午後又は夜間	3,760	
		全 日	9,580	
	第4楽屋	午 前	2,970	化粧台 10 地下1階 33平方メートル
		午後又は夜間	4,610	
		全 日	11,300	
	リハーサル室 (兼大部屋)	午 前	3,860	地下1階 119平方メートル
		午後又は夜間	5,850	
		全 日	13,600	
小ホール 第1楽屋 小ホール 第2楽屋	午前、午後又は夜間	2,800	化粧台 5 中3階 21平方メートル	
	全 日	7,120		
第1浴室 第2浴室	午前、午後又は夜間	1,810	地下1階 5平方メートル	
	全 日	3,640		

(5) ギャラリーの使用料

区 分	使用時間	使用料(円)			区 割 等
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合		
			入場料が1,000円以下の場合	入場料が1,001円以上の場合	
ギャラリー(A)	午前9時から 午後5時まで	2,490 (1区割当たり)	3,910 (1区割当たり)	5,080 (1区割当たり)	12区割 3階 579平方メートル

ギャラリー(B)	午前9時から 午後5時まで	2,490 (1区割当 たり)	3,910 (1区割当 たり)	5,080 (1区割当 たり)	8区割 3階 412平方メートル
備考	準備又は後片付けのために使用する場合の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の70パーセントに相当する額とする。				

- 注 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当たりの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とする。
- 2 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後10時までを、「全日」とは午前9時から午後10時までをいう。
- 3 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 4 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。
- 5 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120パーセントに相当する額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 6 1回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。